

赤塚税務会計事務所通信

経済的利益と給与課税

～福利厚生関連の費用と給与所得～

新年度を迎え、新入社員を迎えたり人事異動があったりということもあるのではないのでしょうか。

使用人に対して、給料とは別に福利厚生制度を持っている企業様もあると思います。使用人に対して金銭の授受やサービスの提供があった場合に、給与課税（源泉徴収）が必要かどうかは税務上、頭を抱える問題のひとつです。

そこで今回は、福利厚生制度をめぐる給与課税についてまとめてみました。

社宅

使用人に対して、社宅や寮などを貸与する場合には、従業員から「賃料相当額」の50%以上を受け取っていれば、給与としては課税されません。

賃料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額です。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- (2) 12円 × (その建物の総床面積(m²) / 3.3 m²)
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

賃料相当額の計算は、自社所有の社宅でも他から借りている借り上げ社宅でも同じです。このため借り上げ社宅の場合には、貸主等から、土地・建物の固定資産評価額を確認する必要があります。

また、役員への社宅の貸与は、計算方法が異なりますので、ご注意ください。

食事代

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税され

ません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり3,500円(消費税除く)以下であること。
(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

また、上記の「食事」は通常の食事を指しますので、創立記念等の行事に際し、従業員に対しておむね一律に社内において供与する通常の飲食に要する費用については、福利厚生費として取り扱われ、給与課税する必要はありません。

同様に、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、会議費として取り扱い、給与課税する必要はありません。

～裏面に続きます～

慶弔金

使用者から役員又は使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は原則としては給与となります。ただし、その金額が支給を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認められるものについては、給与課税の必要はありません。

また、役員や使用人の慶弔に際して一定の基準に従って支給する金品については、福利厚生費として取り扱われ、給与課税の必要はありません。

交通費

交通費は非課税でしょ？と思われる方も多いと思いますが、非課税限度額を超える交通費の支給は、所得税の課税対象になりますので注意が必要です。

非課税限度額は、通勤手段(交通機関、自転車や自動車通勤)によって異なります。

交通機関を利用する場合には、最高限度を月額15万円として、合理的な運賃等の額が非課税限度額となります。

自転車や自動車通勤の場合には、通勤距離ごと

に非課税限度額が定められています。通勤距離が片道2km未満の場合には、非課税額はなく、支給した通勤手当の全額に対して所得税が課税されますので注意が必要です。

また、出張に際して支払う出張手当や日当については、その旅行に通常必要な費用の支出に充てられると認められる金額は、給与課税の必要はありません。

まとめ

ここまで、使用人に支給する給料以外の金品やサービスについて代表的なものを挙げてみました。

いずれも共通した考え方としては、基本的には使用人に対しての給料となります。ただし、社会通念上相当であるものや、実費弁償(本来、会社の経費であるものを使用人が立替払いしたと考えられるもの)については課税する必要はないというスタンスをとっています。

社会通念上相当である金額がいくらかどうかというのは常に悩ましい問題であり、明確な答えがないのですが、支給対象者の役職や、他社との比較で妥当な金額を探っていくこととなります。

☺ 事務所スタッフよもやま話 ☀

新年度がスタートしました。娘も中学3年生となり、受験生です。ついこの間、入学したと思ったらあっという間に3年生になってしまいました。

最近は反抗期もあり、親よりも友達が優先になっていてとても寂しく感じます。

お互い親離れ、子離れをしなければいけない時期なのかもしれないですね。

小さい頃の写真を眺めて懐かしく思う今日この頃です。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！